

議案第42号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めるほか、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「親族」の次に「（第16条の5第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第9条の3の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第9条の4の見出しを削る。

第15条第1項第1号及び第2号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第16条の4の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から

翌年の３月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前２号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 改正後の第９条の３第１項の規定による超過勤務の制限に係る請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。